

令和4年6月1日

お客さまへ

宮崎第一信用金庫

### 未利用口座管理手数料の新設について

平素より宮崎第一信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、口座の不正利用や転売など、口座を悪用するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策として、下記の未利用口座管理手数料引落しの諸条件に該当する普通預金口座に対し、令和5年7月1日（令和3年6月30日以前に開設された口座）より「未利用口座管理手数料」を新設・導入させていただきます。

対象のお客さまにはお取引状況をお知らせした上で、一定期間（約3ヵ月）経過後に年間1,320円（消費税込み）の手数料をご負担いただき、残高が同手数料金額に満たなくなった場合には、残高を同手数料に充当したうえで、普通預金口座を解約させていただきます。

当金庫におきましては、ご利用のない口座について、ご利用の再開をお勧めし、今後ご利用の予定のない口座について、口座の不正利用防止の観点からご解約をお勧めするとともに、ご利用のない口座の管理に要する最低限のコストをご負担いただくことにより、常日頃からご利用いただいているお客さまへのサービスの維持・向上に一層努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

適用基準	令和5年7月1日以降、未利用口座管理手数料引落しの諸条件に該当することとなる普通預金口座 ※ 盗難、紛失等により利用が停止されている口座も対象といたします。
対象口座	最後の預入れまたは払戻しから2年以上、預入れまたは払戻し（当該口座の利息入金および本手数料の引落しは除く）がない普通預金口座（担保設定のない総合口座通帳を含む）を対象とします。ただし、以下の場合は除きます。 ① 口座残高が10,000円以上である場合 ② 同一支店で融資取引がある場合 ③ 同一支店で他の金融資産（定期性取引、国債等）の取引がある場合
手数料	・ 口座が上記対象となった場合は、事前に案内文書を郵送いたします。 ・ 案内文書送付後、一定期間（約3ヶ月）経過後も取引がない場合、年間1,320円（消費税込）を当該口座より引落しさせていただきます。 ※ 案内文書が到達しなかった場合も、通常到達すべき時に到着したものとみなします。
自動解約	・ 残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、残高金額を本手数料額の一部として充当後、同口座を解約させていただきます。 ※ 本手数料の返却および解約された口座の再利用はできません。

以上